

報告第 21 号

民事訴訟の提起に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記調書のとおり民事訴訟の提起に係る専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 6 月 14 日

提出者 大田区長 松原忠義

記

中小企業融資資金譲受債権支払滞納者に対する貸金返還請求に関する訴えの提起に係る専決処分調書

番号	訴訟の目的の価額	概要
	専決処分日	
1	133 万 6,759 円	(1) 被告 債務者及び連帯保証人
	平成 30 年 5 月 28 日	(2) 貸付総額 300 万円 (3) 貸付日 平成 20 年 3 月 13 日
2	263 万 4,424 円	(1) 被告 債務者及び連帯保証人
	平成 30 年 5 月 28 日	(2) 貸付総額 300 万円 (3) 貸付日 平成 14 年 6 月 27 日
3	153 万 7,618 円	(1) 被告 債務者
	平成 30 年 5 月 28 日	(2) 貸付総額 200 万円 (3) 貸付日 平成 13 年 10 月 18 日
4	171 万 7,000 円	(1) 被告 債務者及び連帯保証人
	平成 30 年 5 月 28 日	(2) 貸付総額 300 万円 (3) 貸付日 平成 20 年 3 月 17 日